

公益財団法人いわて産業振興センター（いわての物産展等実行委員会）が行う物産展等に係る出展業者選考会議設置要領

（設置）

第 1 公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が行う物産展に係る出展業者の公正な選定を行うため、物産展等出展業者選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 選考会議は、次に掲げる事項について検討し、センター理事長に助言等を行うものとする。

- 1 公益財団法人いわて産業振興センター（いわての物産展等実行委員会）主催の物産展等に係る出展及び出品商品基準」（平成 26年 7月 29日施行。以下「基準」という。）に定める出展業者の選考に関する事。
- 2 の他出展業者の選考に関し必要と認められる事。

（組織）

第 3 選考会議は、選考委員 5 名以内をもって構成し、選考委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる事とし、センター理事長が指名する。

- 1 選考会議に選考委員長を置く事とし、選考委員の互選によって定める。
- 2 選考委員長は、会議を総理し、選考会議を代表する。

（任期）

第 4 選考委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げないものとし、補欠により就任した選考委員は、前任の残任期間とする。

（会議）

第 5 選考会議は、センター理事長が招集し、選考委員長が議長となる。

（その他）

第 6 この要綱に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、センター理事長が別に定める。

（公表）

第 7 この要領はセンターホームページにより公表する。

附 則

この要領は、公益財団法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(高島屋関係)

役 職	所属・職名	備 考
物産展等出展業者選考委員	株式会社高島屋 宣伝部東京店販売促進室 物産展担当者	
	地方独立行政法人岩手県工業技術センター 食品技術部 部長又は上席専門研究員	
	地方独立行政法人岩手県工業技術センター デザイン部部长、上席専門研究員又は主任専門研究員	
	岩手県産株式会社 催事課長又は物産展担当者	
	公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 課長又は主査	

(川徳関係)

役 職	所属・職名	備 考
物産展等出展業者選考委員	株式会社川徳 営業企画部 物産展担当者	
	地方独立行政法人岩手県工業技術センター 食品技術部 部長又は上席専門研究員	
	地方独立行政法人岩手県工業技術センター デザイン部部长、上席専門研究員又は主任専門研究員	
	岩手県産株式会社 催事課長又は物産展担当者	
	公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 課長又は主査	

(名鉄関係)

役 職	所属・職名	備 考
物産展等出展業者選考委員	株式会社名鉄百貨店 物産展担当者	
	地方独立行政法人岩手県工業技術センター 食品技術部 部長又は上席専門研究員	
	地方独立行政法人岩手県工業技術センター デザイン部部长、上席専門研究員又は主任専門研究員	
	岩手県産株式会社 営業部 部長、催事課長又は催事課長補佐	
	公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部課長又は主査	

(物販事業関係)

役 職	所属・職名	備 考
物産展等出展業者選考委員	主催する企業（団体）の職員	
	地方独立行政法人岩手県工業技術センター 食品担当の職員	
	地方独立行政法人岩手県工業技術センター 工芸品担当の職員	
	公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 課長又は主査	